

### 第3章 給付と負担の見直しについて

- 平成16年改正の最大の課題は、給付と負担の見直しである。
- 給付と負担の見直しに当たっては、次の点が本質的な課題である。
  - ・ 少子化等の進行の中で年金を支える社会全体の所得や賃金の変動に柔軟に対応でき、長期にわたる安定が確保されること。
  - ・ 将来の現役世代の負担が過重なものにならないようにしていくことと、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしてふさわしい給付水準を確保していくこととの適切なバランスをとっていくこと。
- 給付と負担の見直しを行うに当たっての基本的課題として、
  - ① 今回の改正で基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げを行うこととし、その具体的な道筋を明らかにする。
  - ② 将来世代への負担の先送りを避けるため、保険料引上げを適切に行っていく。
- 将来に向け積立金水準を抑制していくことを基本とし、100年程度で財政均衡を考える有限均衡方式により財政計算を行うこととする。
- 給付と負担の見直しの基本として、最終的な保険料水準を法定し、時間をかけて緩やかに給付水準を自動的に調整する保険料水準固定方式を導入する。その際、現役世代の平均的な賃金との対比で適切な給付水準を確保する。

## 1. 給付と負担の見直しに当たっての基本的課題

給付と負担の見直しを行うに当たっての基本的課題である基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ及び保険料引上げの凍結解除について、次のとおりとする。

### (1) 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ

- 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げは、将来の保険料負担が過大となることを避けつつ、高齢期の生活を支えることのできる年金給付の水準を確保するために不可欠である。
- 少子高齢化の急速な進行が見込まれる中で、高齢者にとっても、若い世代にとっても、年金制度が維持され、期待される機能を果たすことの重要性は増しており、社会経済の活力を維持する基盤を盤石なものとする意味でも、国庫負担割合の引上げは重要である。
- 前回の平成12年改正の際に法律上明記されており、年金制度に対する国民の信頼を確保する上でも、今回の改正で引上げを行うこととし、その具体的な道筋を明らかにする。
- 具体的にどのように引き上げていくかについては、
  - ・ 平成16年度に完全に引き上げる。
  - ・ 段階的に引き上げ、5年かけて完全実施する。などの考え方があり、平成16年度に完全に引き上げることが望ましいものであるが、いずれにしても、国庫負担割合の引上げの実現には、多額の安定した財源が必要(平成16年度に完全実施する場合、約2.7兆円程度の財源が必要)となることから、今回改正において将来に向けた道筋を明らかにしつつ、税制の見直しなどにより早期に財源確保に着手する必要がある。

## (2) 保険料引上げの凍結解除

- 前回改正において保険料引上げが凍結されている。

少子高齢化が進む中で、将来世代に負担を先送りすることなく、また、世代間の負担の格差を拡大しないという観点から、最終的な保険料水準をできる限り抑制するため、平成16年改正において、厚生年金保険料については平成16年度から、国民年金保険料については平成17年度から、計画的に引き上げていく。

- なお、年金制度における給付と負担について、世代別の給付と負担の比率が違ふことをもって世代間で不公平があるとする考え方がある。

この比率の違いについては、戦後、段階保険料方式の下で徐々に成熟化してきた我が国の公的年金の歴史や、都市化や核家族化の進展とともに私的扶養から公的年金による社会的扶養に置き換わってきた扶養構造の変化等を十分念頭において考えるべきである。

また、世代間の公平を論ずるのであれば、扶養負担のみならず、教育、相続や社会資本の充実など家族や社会の営み全体で見ていくことが必要であり、年金制度の中だけの単なる比率の大小を議論することは適切ではない。

- しかしながら、今後、少子高齢化が進行する中にあることは、すべての世代で痛みを分かち合うことが必要であり、年金制度も含め社会保障全体の中で、特定の世代に給付や負担が偏らないよう配慮し、若い世代の理解を得ていかなければならない。

## 2. 有限均衡方式の導入

- 年金財政計算は、長期の給付と負担の均衡を検証するためのものである。
- これまでは、財政計算上、将来にわたるすべての期間について、給付と負担の均衡を考えていた。その結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要となる。(永久均衡方式)
- 一方で、現時点での財政計算において、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、すなわち100年程度(16年財政再計算時は95年)の期間について、給付と負担の均衡を図る方式もある。(有限均衡方式)  
この場合、財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有となるよう積立金水準の目標を設定することとなる。
- 今後の年金財政計算では、遠い将来においては、少子化の状況の好転など現時点では予測することができないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮し、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の1年分程度とする有限均衡方式により行う。
- 有限均衡方式では、定期的(5年ごと)に行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に100年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとする。
- なお、平成16年改正においては、これまでの財政計算との連続性を検証する観点から、永久均衡方式による計算結果を、参考表示するものとする。

### 3. 給付と負担の見直し

- 保険料水準固定方式を導入し、頻繁な制度の見直しを行わない。
- 最終保険料水準は、厚生年金は20%（本人負担は10%）とし、国民年金は17,000円台（平成16年度価格）とする。
- マクロ経済スライドは、公的年金被保険者数の減少率と平均余命の伸び率を勘案した調整率で、早期調整を図る。
- 給付調整は、被用者の標準的年金額の所得代替率で50%を下限とし、50%台半ばでの維持を目指す。
- 試算結果では、基準ケースでは2013年で調整が終了し、最終的な所得代替率は、54.7%。
- 新規裁定者、既裁定者ともに同じ調整とし、高齢者の生活に配慮し、名目額を下限とする。
- 高額所得者については、年金課税の見直しによる対応が適当である。
- 世代間の公平等の観点から、厚生年金加入の70歳の年齢制限をなくし、60歳台後半の在職老齢年金の支給調整の仕組みを70歳以降にも適用する。

#### (1) 保険料水準固定方式の導入

- 将来の現役世代の過重な負担を回避するため、最終的な保険料水準を法定し、年金を支える社会全体の所得や賃金の変動に応じて、時間をかけて緩やかに給付水準を自動的に調整する保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みである「保険料水準固定方式」を導入する。  
なお、「給付水準の調整」とは、賃金、物価等が伸びていく中で、現役世代の手取り賃金に対する年金額の比率を調整するものであり、この調整に伴って年金額の名目額を引き下げるものではない。
- 保険料水準固定方式においては、最終的な保険料水準とともに、そこに至る各年度の保険料水準を法定することとなる。  
また、厚生年金の保険料についても、国民年金の保険料と同様とし、これまでの5年に1度の引上げに代えて、毎年度小刻みに引き上げて、1回ごとの引上げ幅を抑制する。

- 保険料水準固定方式を導入した場合、給付水準を毎年度自動的に調整するので、給付と負担の均衡を図るために頻繁に制度を見直すことは基本的に必要がなくなる。この場合、保険料率の見直しなどのため最低5年に1度行うこととされていた財政再計算の仕組みは見直すこととなる。

この場合、定期的（5年ごと）に、その時点における長期的な財政収支の見通しを計算し、マクロ経済スライドによる給付調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証を行っていく。

## （2）最終保険料水準

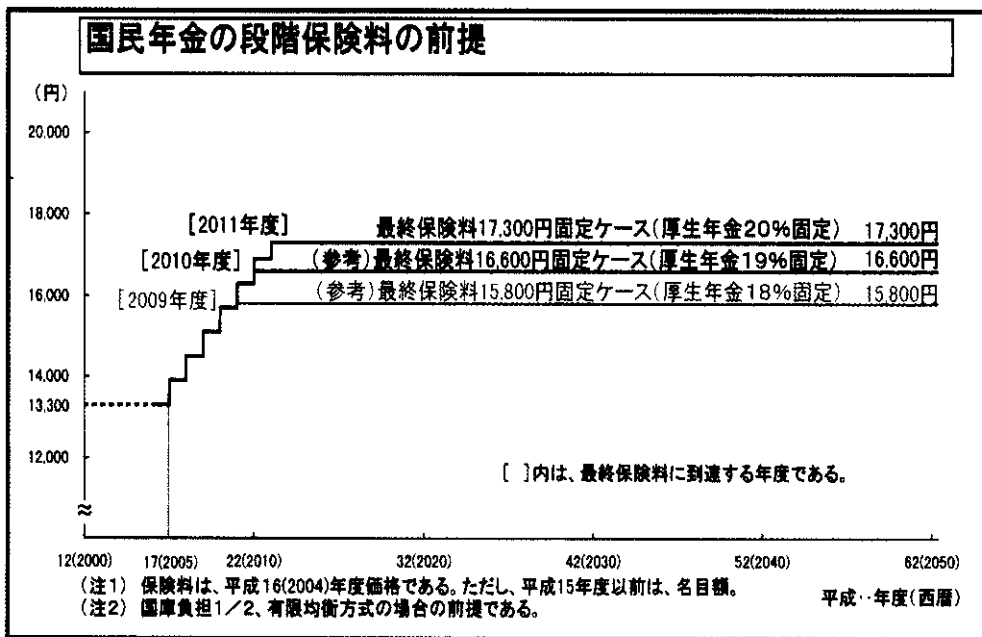
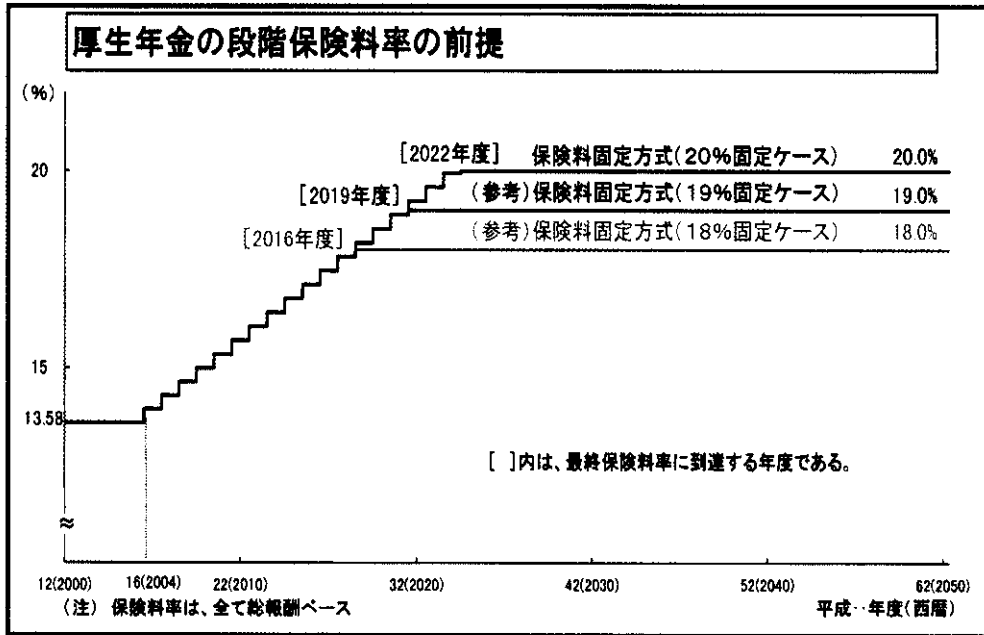
- 「年金改革に関する有識者調査」（平成15年3月実施。以下「有識者調査」という。）の結果や欧州諸国の保険料水準などを参考に、厚生年金の最終的な保険料率の水準については、20%（本人負担は10%）を超えない水準とする。

また、試算結果（P.20参照）からは、保険料水準固定方式の下で給付水準を調整する場合、仮に少子化が進行しても公的年金に期待される役割を果たしていける給付水準を維持するためには、前回改正で前提としていた20%の水準は必要である。

※ 20%より低い保険料水準や現行の保険料水準を極力上回らない水準とすべきとする意見もあるが、20%を下回る水準の最終保険料率とした場合には、給付水準の引下げ等給付の在り方の制度的な前提を変える必要がある。例えば、仮に15%を上限とした場合、基礎年金の全額税方式化等の手法をとらない限り、直ちに、現在受給している年金も含め、およそ3割程度一挙に名目年金額を削減しなければならないことになる。

- 厚生年金の最終保険料水準を20%とし、これと均衡のとれた国民年金保険料の水準を設定すると、17,000円台（平成16年度価格）となる。

※ 国民年金保険料を法定する場合、平成16年改正時の価格表示で将来の保険料額を法定し、その額を毎年度の一人当たり賃金上昇率（可処分所得割合控除前のもの）により、将来の時点の価値に換算することとなる。



単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅：厚生年金0.354%(総報酬ベース)、  
国民年金600円(平成16年度価格)

※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.7万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

### (3) 給付水準

- 保険料水準固定方式の下に給付水準の調整を行っていく場合においても、その給付水準は、高齢期の生活の基本的な部分を支える機能を果たすことのできる一定の水準が必要である。

#### <50%から50%台半ばの給付水準の確保>

- 以上のことにより、将来の給付水準は、被用者の標準的な年金額(※)の所得代替率(現役世代の平均的なボーナス込みの手取り賃金に対する新規裁定時の年金額の割合)でみて、概ね50%から50%台半ば程度を確保する。

※ 40年間平均的な賃金で働いた夫及び全期間専業主婦であった妻からなる夫婦世帯の場合の年金額。

※ その他の世帯類型の状況については、「(6)世帯類型毎の給付水準表示」参照。

#### <給付水準の下限>

- マクロ経済スライドによる給付調整には、一定の下限を設ける。その下限の水準は、現役世代の可処分所得の状況と高齢夫婦世帯の消費支出の状況との比率なども参考に、50%を下回らないものとする。
- また、総合的な次世代育成支援策の積極的推進はもとより、経済活性化のための対策の積極的な取組により、将来の給付水準を50%台半ばで維持できることを目指す。